

個人事業税（県税）

個人が行う一定の事業に対してかかります。

◆納める人

県内に事務所、事業所があり、次の事業を行っている個人にかかる税金です。

◆納める額

区分	事業の種類	税率
第一種事業	物品販売業 保険業 金銭貸付業 物品貸付業 ※不動産貸付業 製造業 電気供給業 土石採取業 電気通信事業 運送業 運送取扱業 船舶ていけい場業 倉庫業 駐車場業 請負業 印刷業 出版業 写真業 席貸業 旅館業 料理店業 飲食店業 周旋業 代理業 仲立業 問屋業 両替業 公衆浴場業 演劇興行業 遊技場業 遊覧所業 商品取引業 (サウナなど) 広告業 興信所業 案内業 冠婚葬祭業 不動産売買業	課税所得金額の5%
第二種事業	畜産業 水産業 薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うもの以外のもの)	// 4%
第三種事業	医業 歯科医業 薬剤師業 獣医業 弁護士業 司法書士業 行政書士業 公証人業 弁理士業 税理士業 公認会計士業 計理士業 コンサルタント業 設計監督者業 社会保険労務士業 不動産鑑定業 デザイン業 諸芸師匠業 理容業 美容業 クリーニング業 公衆浴場業(銭湯) 歯科衛生士業 歯科技工士業 測量士業 海事代理士業 印刷製版業 土地家屋調査士業	// 5%
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・ 柔道整復その他の医業に類する事業 装蹄師業	// 3%

※ 不動産貸付業とは、建物（住宅・アパート・貸間・事務所など）や土地（宅地・宅地以外）の貸付け件数（室数・棟数）が10以上の場合などをいいます。また、建物は空室も含みます。

◎税額の計算方法

$$\boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{事業専従者控除額}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

（年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得によります。）

◆事業専従者控除

事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する人がいる場合には、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。

- 青色申告をしている場合……青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- 白色申告をしている場合……事業専従者1人について次のいずれか少ない額
 - (1) 配偶者である事業専従者…86万円
その他の事業専従者………50万円
 - (2) $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$

◆各種控除額

項 目	控 除 の 内 容
損失の繰越控除 (青色申告者のみ)	事業によって生じた損失(赤字)は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
被災事業用資産の 損失の繰越控除	震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
事業用資産の譲渡 損失控除及び譲渡 損失の繰越控除	事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。なお、青色申告者については、翌年以降3年間に繰り越して控除できます。
障 害 者 控 除	事業を行う人が障がい者である場合………13万円 事業を行う人が特別障がい者である場合………14万円
事 業 主 控 除	年額290万円(事業期間が1年に満たない場合は、月割で計算した額。)

◆申告と納税

◎申 告

- 申告期限は3月15日です。
- 年の中途に事業を廃止したときは、廃止した日から1か月以内(死亡により事業を廃止したときは4か月以内)に申告することになっています。
- 所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

◎納 税

- 東部県税局、南部総合県民局(経営企画部)又は西部総合県民局(企画振興部)から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。ただし、税額が1万円以下の人は8月に全額を納めることになります。

個人事業税の納税には口座振替を利用されると便利です。
詳しくは59ページをごらんください。